

税制調査会（第6回基礎問題小委員会）議事録

日 時：平成26年10月30日（木）13時00分～

場 所：財務省第3特別会議室（本庁舎4階）

○中里会長

ただいまから、第6回基礎問題小委員会（以下、「基礎小委」という。）を開会いたします。

この基礎小委では、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に向け、総会で御審議いただくために、様々な論点を整理するために、今月の6日から議論を行っています。今日はその3回目になります。

前回の基礎小委の最後にお話ししたとおり、今日は慶應義塾大学の佐藤英明教授（以下、「佐藤教授」という。）をお招きいたしました。佐藤教授は、働き方の選択に対して中立的な税制を構築すべく、いわゆる帰属所得を考慮に入れた上で理論的な分析を行っていらっしゃるため、今日の前半は「配偶者控除と勤労配偶者控除」というタイトルでプレゼンテーションしていただきたいと思います。その後、委員の皆様との意見交換の時間をとりたいと思います。

次いで総会での審議に向けた議論として、これまで出された様々な論点についての整理を私の方で少し行いましたので、これを皆様と一緒により深く検討したいと思います。こちらである程度まとめたものについて皆様と議論したいのですが、前回、どのようなやり方で総会に繋げていくのが望ましいかを私の方で検討させていただきたい旨を皆様にお話ししたと思います。今回はそれを受けてのことであり、今日の後半に議論した上で、ある程度整理したものを総会に提出するという順番でいこうと思います。

今日はあくまで総会での議論の下準備として、その論点整理のための議論を行うものであり、そのような事情もあって、議事規則に基づき、大変申し訳ありませんが、審議の公開は行わないことにしたいと思います。傍聴の皆様には、論点整理の検討に入る際には御退室いただくよう、よろしくお願いします。

最後に、今日の議論については後ほど記者会見で概略を申し上げますし、議事録についても、後日、発言者名を伏せた上で公表しますので、公開という点では問題ないと思いますので、御協力よろしくお願いします。

それでは、ここでカメラの方は御退室をお願いします。

（カメラ退出）

○中里会長

それでは、議題に入ります。

礎6－1の「配偶者控除と勤労配偶者控除について」、佐藤教授から御説明を頂戴したいと思いますので、よろしくお願いします。

○佐藤英明教授

慶應義塾大学の佐藤です。

先月刊行されました『税研』という雑誌に世帯単位課税と配偶者控除についての論文を書いたところ、委員の方のお目にとまったので、内容を概略御説明し、一定の議論をするようにという趣旨で、今日、このようにお伺いすることになったと理解しています。そこで簡単に、まず『税研』論文の要旨から、お手元に配付していただいた資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、これは価値判断というか、前提の問題ですが、私自身は夫婦を単位として所得の大きさを測ることに相応の理由があると考えています。ここは人によって立場の分かれるところだということはよく承知していますが、私は、所得稼得とその消費というのは表裏の関係にあり、そして消費を共通に行う夫婦の社会的実態ということを見ると、夫婦単位で所得の課税を考えること自体には意味があると思います。

しかし、2分2乗方式については、これまで税調答申が指摘してきたような問題点があるほか、今日の文脈で申し上げると、新たに就業する主婦の所得には上乗せ課税になるため、就労を阻害する恐れも大きいという点で、これは支持し得ないと考えます。

そこで、個人単位主義を前提にするわけですが、配偶者控除は現行の個人単位主義を前提にして、しかしながら、夫婦の所得を単位とするという基本的な発想に立つものと理解されます。したがって、私としては、配偶者控除については肯定的に評価するということになります。

しかし、現行の配偶者控除において問題が大きいということは、御承知のとおりです。

お手元の横長の図1をご覧ください。夫の所得を仮に438万円と仮定し、妻が働き始めて、その所得が増加したときに課税所得がどのようになるかを示した図です。夫の所得は単に計算しやすく、図が書きやすいというだけの理由で438万円としています。これを338万円としても、図が100万円下に下がるだけの話で、そう大きな差ではありません。それから、ここではあくまで便宜上、主たる稼ぎ手を夫、従たる稼ぎ手を妻と仮に呼びますが、そこにはそれ以上の意味はないということでお聞きいただきたいと思います。夫の所得は438万円と一定という仮定のもとで、妻の所得が増加すると、当然ですが、夫婦の合算所得は、上の点線で増加していきます。横軸の目盛りは19万円ごとで、縦軸の目盛りが38万円ごとです。

現行の制度は一番下の点線で、妻の所得が38万円に達するまでは、夫婦の合算所得と課税所得との差が開いていく形になります。そして妻の所得が38万円に達したところで、縦方向を見ると、3マス分の控除が受けられています。課税所得は下の362万円であるのに対し、合算所得は476万円です。これは、最初の476万円から438万円までの1マスが夫の基礎控除、その下の1マスが夫が配偶者について受ける配偶者控

除、そして最後の1マス分が妻自身が受けている基礎控除になります。いわゆる二重控除の問題です。なお、現行制度はこの時点で控除が配偶者控除から配偶者特別控除に切り替わり、現実には少し段階のある形で執行の便宜が図られていますが、理想的には妻の所得が76万円になったところで配偶者特別控除が全て消失するというつくりになっています。

ここで、夫婦の合算所得控除前に比べて、夫婦の課税所得は、現行制度の38万円から76万円の部分の角度が急になっているところが御注目いただきたいところです。ここでは他のところの2倍の傾きとなっています。これは理想的に、妻の所得が1万円増加すれば夫の控除が1万円減少し、さらに妻の課税所得が1万円増加するため、夫婦の課税所得は妻の所得1万円に対して2万円ずつ増加していくという傾きを持っていることを示しています。この二点について現行制度は問題があると考えられます。

最近議論されている移転的基礎控除ないし家族控除という考え方は、現行制度の、今、申し上げた二つの問題点にはよく対応していると考えます。すなわち夫婦の課税所得（家族控除後）の実線をご覧くださいと、控除前の合算所得と平行で距離が一定です。また、直線の傾きにも変化が見られません。したがって、二重の控除の問題と一定の所得の区間で重課されるという問題は、少なくとも移転的基礎控除ではなくなっていると申してよいと思います。

しかし、移転的基礎控除という考え方は、基本的に夫婦の所得を単位として発想していると理解していますが、それについては、妻の家事労働から得られる帰属所得が無視されているという点に、問題があります。すなわち妻は専業主婦である場合は、多くの家事労働をこなして帰属所得を得ています。それに対して、外で働いて勤労所得を稼得するようになると、家事労働をする時間が減りますから必然的に帰属所得は減っているはずですが、さらに帰属所得は非課税で、外で働く所得は課税されるため、その両者の間をどのように考えるかということが問題になるはずですが、家族控除についてはこの発想が見られないということになります。

そこで、妻の家事労働から得られる帰属所得を組み込んでものを考えるとどのようなことになるかということですが、図2をご覧ください。現在は配偶者控除も基礎控除も38万円ずつと同額です。それを理屈で読み解けば、健康で文化的な最低限度の生活を送ることについて、所得税は一人38万円の支出を必要とすると認める、あるいはそこまでは手当てをするという発想だと思われます。しかし、仮に同額の支出が必要だとしても、妻には家事労働から得られる帰属所得があるため、この帰属所得を勘案するならば、夫と同額の配偶者控除は多額に過ぎるのではないかとということが考えられます。そこで、帰属所得分を考慮し、合理的に配偶者控除を減らすということが考えられます。ここでは仮に半分の19万円で図を書きました。したがって、妻の所得がゼロのときの夫婦の課税所得のところは、ここには書いてありませんが、381万円というのがここでの課税所得になります。そのように線を引いて、これは様々な考え方がありま

すが、妻の所得が38万円になったところで、控除対象配偶者から外れるという前提でこの図を書いています。ここまでが配偶者控除の話です。

問題はここから以降であり、この後に何らかの意味での壁、現在言われているような103万円の壁があるとすれば、それはどのような形をしているかということが次の問題意識です。私自身は、ここに壁ができるかどうかということについて定見を持っているわけではありません。ただ、壁があると言われるのであれば、所得税についてどのようにすれば良いかという問題意識です。

また、同じ図で、夫婦の課税所得（現行制度）という図を御覧いただくと、38万円から76万円までに急に課税が重たくなるということは私のモデルでは存在していないため、壁は無いかもしれません。しかし、壁が仮にあるとするならば、どのような壁かと考えると、このポイントを含めて、家庭にいた主婦が家事労働により非課税の帰属所得を得ている、ないし得ていた。それが家庭外で勤務することによって、課税される所得に転換されているというように、この状況を考えることができます。

そこで、壁があるとすれば、それは非課税の帰属所得と外で稼いだ所得が課税された結果の税引所得とを比べたとき、非課税の帰属所得が有利だという場合には壁が生じることになるはずです。そこで、仮にこの両者の中立性が害されているとすれば、それを元に戻すといえますか、中立性を復活させる手段としては帰属所得に課税するか、あるいは外で稼ぐ所得を割り引いて課税するかのどちらかであり、技術的には恐らく後者をとることになり、一定の控除を一定の区間で認めることが適切だと考えます。

ただし、レジュメにも書いているとおり、このような控除は共稼ぎ夫婦と独身者との公平を害するため、帰属所得の喪失から受ける影響が大きい低所得者層に適用を留めるべきだと考えます。

さらに、どこかでこの勤労配偶者控除を適用外とすべき必要があるわけですが、それについては、そこで急激な壁ができないために、やはり消失控除の形態をとる必要があります。

最後に、先ほどのように消失のペースが急だと、そこは重課の問題が起こるため、控除額の消失ペースは緩やかであるべきだと考えられます。

このような条件を満たすモデルを考えると、図3のようになると思います。あらかじめ申し上げますが、先ほど19万円と半額にした配偶者控除についても、ここで申し上げる金額についても、金額そのものに意味があるわけではありません。考え方としてこのような形の課税の仕組みを作ればどうかということで、そもそも現行の38万円が正しいかどうかについて、別に定見を持っているわけではありませんので、当てはめた数字と思って聞いていただければと思います。これを先ほど申し上げた19万円の配偶者控除と組み合わせたものが図3です。

図で、妻の所得が38万円に達したところで、二人分の基礎控除が適用されることに

なります。この後、勤労配偶者控除が適用され、この図では114万円の所得のところで、もう一口、38万円分の控除が得られる制度としてイメージしています。その後は4分の1の傾きを加えて消失をさせていくと、266万円のところで完全に勤労配偶者控除が消失をするという図です。あくまでイメージですが、このような形で一旦膨らんで、また萎んでいくという考え方ができると思います。

この場合の控除額の変化については、図4を御覧いただければと思います。夫婦で控除の変化を見たときに、最初は57万円からスタートしますが、これは夫の基礎控除と、夫に適用される配偶者控除19万円です。妻の所得が38万円に達したところで、配偶者控除はゼロになり、これ以降は妻に勤労配偶者控除が適用されます。そして、妻の所得が114万円に達したところで控除額は最大になり、その後は266万円を目がけて減額していきます。あとは76万円の二人分の基礎控除になります。このようなイメージで勤労配偶者控除と配偶者控除を考えることができると思います。

「若干のコメント」というところで最初に申し上げたいことは、勤労配偶者控除自体は別に新しい発想ではないということです。家庭にある主婦が家庭外で労働することにより、必然的に帰属所得が減少していくことに対応する控除という発想は、既に金子宏東京大学名誉教授が1981年の論文で指摘されているものです。また、私自身も10年ほど前に書いた論文でこの考え方を既にお示ししているところです。配偶者控除を合理的に減額するということを含めて、既にお示しをしているところです。

今日、お示しした図3のような発想が何か最近の議論に加えるところがあるかと言われると、仮にあるとするならば、専業主婦、そして38万円までのパート、それを超えたいわゆる共稼ぎというような、少しずつ角度の違う人々の全体像を見ながら議論をすることができるというイメージを提供している点では、有益なことがあるのかもしいと思います。

三つ目の○ですが、現在、38万円、いわゆる103万円の壁というものが所得税によって作られているかどうかについては、私はかなり疑問に思いますが、仮に所得税もその壁の存在に加担しているというのであれば、その壁は、このような勤労配偶者控除を作ることによって後ろにずれていくわけです。また、この区間では、実は配偶者控除を含めて、主婦の稼得した所得の半分にしか課税をしないという仕組みになるため、主婦の就業の背中を押すということはあるかもしれません。中立的ということ 키워ドにしながら、効果としては、やや就業の背中を押すということを視野に入れていることは否めないと思います。

なお、先ほど勤労配偶者控除について議論をしたところですが、そこで考えたことのもう一つの意味は、38万円を超えて114万円の部分について、これは実は外から所得を稼得していますが、そのように外で働くことによって家庭内の労働時間、あるいは労働量が減り、外から何らかのサービス等を買ってくるという行動が見られることは十分考えられます。洗濯の一部をクリーニングに回したり、あるいは常備菜を作ら

ずに外から買ってきたお惣菜を食べたりするというような発想です。もちろん所得税の理論からすれば、課税所得を稼得して消費に使っているため、控除する理由はないというのが当然のことだとは思いますが。

しかし、考え方によっては、それは非課税であった帰属所得が課税所得として転換されるというか、現出してきます。そして、その消費のされ方は、帰属所得であった場合と同じである、すなわち、家族の生活のためにそれが消費されていると考えることもできないわけではありません。レジュメにも書いてありますが、パートには出たものの、どうも「家計の足しになっている」、あるいは、「豊かになっている」という実感が乏しいと言われる、このあたりの所得層の世帯について、そのような理屈を考えれば、帰属所得が非課税であったこととの見合いで課税所得の一部を課税対象から除くことは許されるのではないだろうか。特に低所得者層においては許されるのではないかと考えたところです。

なお、図4をご覧くださいとはっきりしますが、配偶者控除が消失する過程においては、このアイデアをとったとしても、夫の限界最高税率で課税されるという点は、これまでの議論と変わるところはありません。もちろん、現行法の38万円に比べれば19万円についてのことであり、山が低くなるので、影響が少なくなるということではあるかもしれませんが、論理的には同じ問題を持っています。ただ、この点は、税率表の変更で対応できます。単純に言えば、5%の税率のブラケットを廃止し、10%の部分の上限を合理的な範囲で上に伸ばすことにより、比較的低所得者、ニアリーイコール若いカップルと考えたいですが、若いカップルについて、夫婦どちらについても10%でカバーすることができるようになり、それで十分対処できると思います。もちろん、今、妻5%、夫20%という例で考えると、大きな問題であることは否定しません。

今、申し上げたような、一番下のブラケットが割合広いということについては、これも1981年の金子論文で昔勉強したことですが、70年代のイギリスの税率構造というものがそのような形をとっていたため、夫婦の合算非分割の所得税であっても合理性を失わなかったということが既に先行業績で指摘されているところであり、日本でも学ぶところがあると思います。

最後に、ここではあくまで夫婦ということ単位としてものを考えていたため、シングルマザー、シングルファーザー等への対応は、この形では解けないものであり、恐らく手当等によって、別途、何らかの対処をすることが求められるようになると思います。

○中里会長

それでは、皆様から御発言いただきますようお願いいたします。

土居委員、お願いします。

○土居委員

特に、ここでは帰属所得の扱いがポイントだと思いました。そこで、一点コメントと一点質問があります。まず一点目のコメントは、最後のコメントのシングルマザー、シングルファーザーの事です。所得税では今も既に寡婦（寡夫）控除があるので、これを上手く整合的にすることで対処できるという気もします。もちろん、シングルマザー等の、置かれた立場に対する配慮をするかというところはまた別途議論が必要だとは思いますが。

もう一点質問は、今、お示しになった図3、図4などのモデルといいますか、控除のあり方を、これは所得控除でお考えだと思いますが、税額控除として適合させることについてはどのようにお考えかをお伺いしたいと思います。給付を出す、出さないなど、そこは切り離すとして、少なくとも単純に今の税制において、他の人的控除が所得控除のままでこれだけ税額控除するのかというのは置いておき、純粋に税額控除という形に当てはめることができるかどうかをお伺いしたいと思います。

○佐藤英明教授

最初にコメントいただいた点は、どのようなシングルマザー、シングルファーザーを考えるかということもおっしゃったとおりであり、今日、私が出してきていない扶養控除の問題がそこには絡んでいます。したがって、ここで言うと独身者を含めて、自分で外で働くことと家事労働をすることの間に選択の余地の無い人々については、この議論の対象外になるため、直接の対応は少し難しいだろうという意味で「別に」と申し上げました。以前に書いた論文で、所得控除に何でも持って来られても難しいところがあり、所得控除でできることと給付すべきことは別だということを考えていたため、手当と申し上げました。

もう一点の税額控除化ですが、私の配偶者控除、勤労配偶者控除のモデル自体は、どれだけかの収入を稼ぐ、あるいはどれだけかの支出があることをベースにもの考えています。税額控除化してしまうと、キャッシュが入ってくる、キャッシュが出て行くだけの問題に簡略化されますが、例えば、基礎控除を税額控除化することは何を意味するのかが私にはどうも分からず、5万円の税額控除に変えるということは、5%の低所得者層にとっては、20倍であるため100万円の生活費が必要で、簡単に言うと50%の高所得者層については10万円の何かを控除するというように私はイメージをしているため、税額控除化してこの話を続けていくことには消極的です。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

二つ教えていただきたいことがあります。一番上に書いてある、所得稼得と消費が表裏の関係にあり、消費の単位として、夫婦を単位で課税するという考え方ですが、消費を考慮に入るとすれば、一定の年齢以下の、働く前の子供は控除の対象になるのかということはどうに考えるのでしょうか。つまり、消費が単位になるのは夫婦

だけなのかどうかという点が一つです。

もう一つは、帰属所得を考える場合に、なぜ配偶者控除がゼロにならずに半分になるのかということを教えていただければと思います。

○佐藤英明教授

最初の扶養控除の問題ですが、これは結局やや哲学の問題になってしまい、配偶者控除までは消費を単位にすると申しましたが、基本的には、稼得し、消費するという単位で考えています。子供を生み育てるのは個人の勝手であり、消費なのか、それとも何か違う手当が必要なのかというところについて、私はまだ解けていないところがあります。例えば、完全に個人単位の所得税を考えたときに、専業主婦を養っているが配偶者控除が要らないとすると、妻を養うのは消費だということになります。支出をしているが、課税所得が減らないため、それは消費になるわけです。ペットを養っているのと一緒にだと、そのような意味合いで一緒になると思いますが、子供もそのように考えてよいのかどうか分からないため、大田委員の第一問目については、私は今のところ定見を持てずにいます。

二つ目の、なぜ配偶者控除がゼロにならないかという点ですが、これは、逆に言うと私のモデルで、通常の専業主婦はいくらの帰属所得を得ていることになっているのかという問いと実は一緒だと思います。これは非常に危ない問いであり、新聞報道レベルではたびたび様々な機会で、たとえば母の日などをきっかけに、家事労働の価値をいくらだと思いますかというアンケートのようなものを見ますが、結構高い金額を出している方も多いようなので、第一に、これでいくらだと決めることは極めて危険なことです。

そうでありながら、このように考えています。今の基礎控除が一定の生活のための支出を前提にし、それをカバーするものだと考えると、収入という形をとらない所得である帰属所得であるため、それに完全に見合うというものでは恐らくないはずです。したがって、配偶者控除において帰属所得をどの程度斟酌するかという政策的な問題になります。そうなるとすれば、どんなにまめに働く専業主婦でも、その食費、被服費を考えれば、支出がゼロということはあるまいため、どこまで斟酌するかの問題として、例えば、半分で申し上げましたが、3分の1かもしれませんし、3分の2かもしれないと考えています。

この帰属所得については、例えば、大阪大学の谷口勢津夫先生のように、これは即時的な所得で心理的満足是直接に把握するしか考えられない、市場価値は付かないとおっしゃっている方もいますが、私自身は必ずしもそうではなく、市場価値の付く部分と、本当に満足であって付かない部分がある。本来的に所得税が考慮にしている「消費」と違うため、帰属所得の範疇から外れるのではないかと考えているのですが、大田委員のお答えに対しては、どれだけかかる帰属所得をどれだけ斟酌するかという問題だとお答えさせていただきたいと思います。

○中里会長

宮崎委員、お願いします。

○宮崎委員

今の帰属所得に関しての前提の部分ですが、専業主婦は家事をきちんと行って、帰属所得という考え方ができ、仕事を持つ女性が行っていないと、聞こえました。そのような前提というものは前提として成立しているかどうか、どのようなエビデンスがあるか、大規模な調査をされたのかかもしれませんが、専業主婦でも全く家事を行わず消費しかしていない方もいると思いますし、仕事を持つ女性でも、毎日しっかりと家事労働をしている方も現実にいるわけです。その前提のところを割り切って数式に当てはめてしまうことがどの程度エビデンスとして説得力があるかという部分の調査について、金子先生の1981年の論文と、30年以上経過した今、それも同じなのかどうかということも含めて教えていただければと思います。

○佐藤英明教授

私は法律家であり、そのような調査は一切したことはありません。

そして、宮崎委員がおっしゃるとおり、これは千差万別であることは間違いないと思います。私の前提も、家庭にある主婦についてはともかく、共稼ぎの主婦が一切家事労働をしないということを考えているわけではないため、言わば、その差の分について帰属所得を考えると申し上げるのが恐らく正確だろうと思います。一定の家事労働はどの家庭でも行われているはずであり、それとの差を斟酌しようと考えています。

さらに、帰属所得の話をするとき必ず「うちの嫁は働かない」という話が出てきますが、それは、そのような方もいるでしょうし、そうでない方もいるでしょうという問題であり、外に働きに行き、帰属所得が外から得られる所得に転換していくというレベルの問題でも、どの程度それが変わっていくかということとは分かりません。したがって、私が申し上げたいのは、多くの主婦は家事労働をしているという推定が成り立つならば、このようなラインを描いた控除のあり方もあり得るということであり、理屈の問題ですから、金額とエビデンスと言われても、それはありません。社会常識としていかがかということで御判断いただければと考えています。

○中里会長

大田委員、お願いします。

○大田委員

先ほどの扶養控除の話で、子供は消費ではないだろうと言われましたが、私が申し上げたかったのはそういうことではなく、所得税はあくまで所得に対する課税であり、妻は、専業主婦は被扶養者なのかどうかということです。子供は被扶養者です。そこはむしろ控除に値すると思いますが、少なくとも妻は帰属所得を発生させているため、被扶養者ではないだろうと。被扶養者ではないのになぜ配偶者控除があるのかというところを伺いたかったのです。

○佐藤英明教授

被扶養者ではないとおっしゃると、完全に個人単位で考えるということであり、恐らく前提が違うとしか申し上げようがないと思います。先ほどもお名前を出しました谷口先生は民法の相互扶助義務があるから、この場合、夫が妻のために出したものと常に見合うと想定されるものを夫は受け取っているという構成を民法上とっているため、配偶者控除については要らないとおっしゃっています。しかし、恐らくそうではなく、基礎的な消費単位を考えると、それは妻と夫であろうということからスタートしているため、被扶養者でないとおっしゃっているのであれば、前提が違うとしか申し上げられないと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

今日、佐藤教授から帰属所得の問題が出てきまして、非常に洞察の深い御議論だと思いましたが、大田委員のように、扶養か、扶養でないかという考え方ではなく、相手方配偶者がいるから本人の所得がより多く出ている、つまり、相手方の貢献があるから所得が多く生じる、今の妻と夫という例を使うとすれば、妻の貢献があるから、夫がそれだけ多くの所得を得ています。しかし、それは妻には課税されずに、夫に帰属し、課税をされるという仕組みになっています。こうなると、累進課税であるため、やはり高い税率が適用されてきます。そこをある程度配慮するような要素が必要ではないかと考えられます。これは配偶者特別控除を二階建てで作ったときに言われた議論ですが、そのような要素は今回の政府税制調査会（以下、「政府税調」という。）ではあまり出ていません。配偶者控除を扶養というところに矮小化したものではなく、もう少し積極的な家族のあり方、それに対する税制の配慮として考えていくべきだと私は考えています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

この問題は、昔、大田委員と税制の本を書いたときにさんざん議論した記憶があるため、むしろ私は宮崎委員の議論に近いのです。佐藤教授のお考えはよく分かります。非課税の帰属所得を得る家事労働と、課税される所得を得る家庭外労働の中立性ということですが、非課税の帰属所得とは宮崎委員の議論で言うと、全てのファミリーが非課税の帰属所得を得ているではないかと。配偶者の一方が働いていないところと、共に働くところと、夫婦共同で家庭内で働いても、夫婦でお皿を洗おうが、片方がお皿を洗おうが、その労働はどこかの会社に頼んでやらしてもらえば市場の労働になりますが、二人でお皿を洗えば、それは家庭内労働になる。今は非課税の帰属所得とは、どのファミリーにも起きており、それは共稼ぎだろうとなかろうと、あるいは非課税の家

事労働が夫だろうと、女性だろうと、どこでも起きているのではないか。そのように考えると、みなし家賃が課税されないと同じように家事労働が非課税であるということは一つの問題かもしれません。問題の根底として、家事労働が非課税であること自身は問題だと思います。それが移る、移らないということは、もちろん日本の今までの議論にはあるかもしれませんが、理屈的に考えて、そもそも家庭内労働はどのような形だろうと非課税であるという現状にあって、それを課税するか、しないかというような問題に帰着するのではないですか。

○中里会長

佐藤教授、お願いします。

○佐藤英明教授

どうも誤解を生んでいるようなのですが、共稼ぎであろうと片稼ぎであろうと、一定の家事労働がなされており、そこから一定の非課税所得が生み出されているということには賛成します。その上で、私の考えているモデルの前提は、家庭にある専業主婦の方がより多くの家事労働をすることにより、より多くの帰属所得を生み出しているということであり、家庭にいなくなる分だけ、そこで非課税の所得は必然的に減るだろうという想定です。したがって、その部分についてそもそも疑義があり、働かない人は働かないままとおっしゃればそのとおりです。ただ、繰り返し申し上げますとおり、今の日本の社会常識に照らして考えたときに、今、私が申し上げた前提がおよそとれないと言われるのかどうかという問題だと思います。それは30年前のことであり、古いと言われるのであれば、特に固執するものではありませんが、私は、主として家庭にある主婦が多くの家事労働をして、多くの帰属所得を生んでいるが、外に出ると、それは必然的に減っていくということは当然のことだと考えています。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

結局そこに問題は帰着していて、そこに違和感を覚えるのです。その議論を聞いたときに、共稼ぎで朝早く起きて子供のお弁当を作って会社に行く人もいます。しかし今や、女性がお弁当を作ろうが、男性がお弁当を作ろうが、それはファミリーの問題で、佐藤教授の議論は、専業で配偶者をしている人々の家事労働の方が、共稼ぎの人たちの家事労働よりも帰属所得は高いということが前提です。それゆえに、議論より回り回ってしまうんだと思うのです。多くの人もお話していますが、そのような前提は、恐らく、それぞれのファミリーを考えるとそれぞれ違ってくるのではないか。一方で、佐藤教授がおっしゃるのは、そうは言うけれども、それが今まで日本の税制を考えてきた共通認識ではないかと、むしろそのようにおっしゃった方が良いのかもしれませんが。イメージすることが共通土俵に乗れないため、議論が並行になってしまう。そのように理解してもよいですか。

○佐藤英明教授

恐らく、そうだと思います。

○中里会長

神野会長代理、お願いします。

○神野会長代理

財政学では、共同体の中には市場経済が入り込まないということが前提であり、経済力の単位を測ることは入り込まない単位で測るべきだという考え方が一つあります。今の田近委員のお話でもあるように、帰属所得というものは両方発生しており、両方労働しているわけです。つまり、家庭内で家事労働を夫婦共に行い、夫婦共に市場労働をしている家庭と、夫だけが市場労働をし、妻が家事労働をしているという場合に、後者の方が経済的に高いものを生み出しているという前提です。それは、私がテンプルの原則を間違えているのかもしれませんが、普通は、分業の利益で解くのではないのでしょうか。つまり、夫と妻と一緒に家事労働を行い、一緒に働きに行くより、分業して特化した方が分業の利益が働くのだということです。したがって、その差ができると。大田委員の議論も、背後理念は様々な利益があるでしょうと。

いずれにしても、実感として考えている専業主婦がいる家庭の方が、共稼ぎで一緒に労働しているよりも、経済的な力、つまり、家庭の中での生産性が上がっているのだと思います。

○中里会長

佐藤教授、お願いします。

○佐藤英明教授

先ほどは御意見だったため、私からは発言しませんでした。私は岡村委員のように、妻が家事労働をするから夫の所得が増加という発想はとっていません。それは2003年の論文にも書きましたが、500万円の給与収入のある男性がいて、妻が家事労働でサポートしているとして、では、同じ仕事をしている男性が結婚していなかったら、アイロン掛けをし、掃除もして、食べる物もコンビニで買ってくるから体を害して、したがって400万円しか稼げないところを500万円稼いでいるかということ、恐らく、そうではないと私は思っているため、妻がいるから夫の所得が増加すると申し上げたつもりはありません。

ただ、同じ500万円を稼いでいる配偶者がいるとしても、家庭内に配偶者がいれば、そちらの配偶者が非課税の所得を稼いでいるのだということを申し上げているわけであり、そこでは岡村委員と私は意見が違うため、今の神野会長代理の御議論とも噛み合っていないと思いました。

○神野会長代理

どのような解釈をしようとよいのですが、同じ所得であっても後者の方が分業の利益が働いているだろうと。そうしなければ、両立支援サービスでサポートしてあげる

というときの論拠が成り立たないと思います。

○中里会長

岡村委員、お願いします。

○岡村委員

累進課税であるため、二人の人が同じ所得を得るより、一人の人がまとめて所得を得た方が税負担が重くなる。そこで、その部分についての配慮が必要であるということを申し上げました。佐藤教授の先ほどのお話とは確かに若干意見が違うかもしれませんが。私が考えていたのは、60年前の所得税を考えると、やはり日本は農業国であり、一家でみんな農業をしていた。そのときは当然、農作業は夫も妻も家族も皆でしていた。その結果、一定の収入が入るわけですが、それはどのように課税されたのかというと、全てがいわゆる事業主、世帯主に対して固めて課税をされていたと思います。そのときには累進税率が上がっていくため、そのことに対する配慮が必要であろうと考えるわけです。したがって、この要素は現代にもある程度残っているのではないのでしょうか。全く貢献がないと言われると、つまり、500万円は500万円であって、一人でいようが二人でいようが500万円だと言われると、そこは佐藤教授とは認識が違います。やはり他方配偶者の貢献というものも所得の中には入っているのに、片方に固められるから累進課税を受けるという部分の調整が必要だということを申し上げています。

○神野会長代理

私の理解では、戦前は世帯単位であり、今、おっしゃるような現象は生じないと思います。シャープ勧告で、シャープ勧告は厳格に個人単位を適用せよと言ったため、本来、2分2乗が適用するような、夫も妻も一緒に農業所得を上げていて、一緒に職場で働いて、あるいは、全く違った職場で働いているのではなく、自営業者のように同じ職場で働いている所得についても、どちらかの所得に規定しなくてはいけないという、個人単位を厳格に適用したのです。本来、2分2乗の方が合理的なはずであるにも関わらず、厳格に適用したということはシャープ勧告からだと理解しています。

○岡村委員

ですから、60年前と申し上げたのです。戦前ではないです。60年前は戦後ですから。

○神野会長代理

個人単位になってからですね。

○岡村委員

そうです。

○中里会長

田近委員、お願いします。

○田近委員

配偶者控除だけではなく、それぞれの時代に議論はあったと思います。岡村委員がおっしゃった理屈もあり、片稼ぎが最大のファミリー形態であった頃に、配偶者控除

を創設し、次にそれが労働の抑制的な効果があるということで、配偶者特別控除を作って消失控除にした。そこで長い間、ずっと議論は止まっていた。それが今、出てきたのは、女性がより輝く社会にしたいという総理大臣の要請があって、そのようになりました。私の議論は、男も女もない、あるいは結婚という形態自身がどれだけ意味があるかというところまでいってしまうわけです。家庭内の労働とは先ほど佐藤教授がおっしゃったように、専業主婦の方が非課税の家庭内労働が大きく、外で働くほどそれが減っていくということも一つの考えです。

そうすると、この問題を現代の問題としてどのように考えるのかということだと思います。恐らく、その辺りは法律と経済学と違うのかもしれませんが、共有していることは、昔、片稼ぎが最大のファミリー形態のときに出てきた制度や考えに対して、今、どんどん女性が働いてきている中で、さらに社会に進出すること、あるいはまた家族を形成することにどの程度価値を置くかというコンテキストでの議論になるのだと思います。そのような意味で、帰属所得で押していくのは間違いではないと思いますが、認識の差があって土俵に乗り切れないという気はします。

○中里会長

佐藤教授、お願いします。

○佐藤英明教授

大変痛いところもないわけではない御指摘ですが、少し反論があります。帰属所得で押していくと言われましたが、かつては片稼ぎが普通だったものが、今はそれが変わってきているという現状認識は共有します。共有した上で、違う言い方をすると、かつては共稼ぎに出る、パートに出ることを、出ている者、あるいは出ている家族の問題として、税制は余り触れる必要はなかったと思います。触れる必要がなかったため、これまでのような配偶者控除も込みで税制を作っておけばよかった。それに対し、今はまさに女性が社会に出て行く時期であり、場合によっては出て行く後押しをしなければならない時期だからこそ、専業か、そうでないかということから生じる差を税制が受けとめていく必要があるということがこの論理に繋がるのではないかと思います。したがって、かつて片稼ぎが多くを占めていた頃には放置してもよかった問題が顕在化していると考えるべきだと私は思います。

それから、二つ目の御指摘の家庭の作り方そのものという点については、確かに私は認識が違っていて、夫婦というのは特別な男女の組み合わせだと考えているため、消費単位というところに繋がりますが、特別な単位であるから、独身二人と夫婦一つは実態が違うから、税制上も違うべきだということのようにものを考えているわけです。したがって、この点について結婚というものの自体に意味が無いとおっしゃるのであれば、そもそも夫婦を単位にするという議論は成り立たないため、そこは認識の差だと思います。ただ、法律家から言って、結婚がどうでもよいということになると、相当に社会システムとしては難しいという気持ちはないわけではありません。

○田近委員

どうでもよいと言ったわけではなく、家庭内の非課税所得を稼得したときに、それが誰から生み出されるかという議論は、少なくとも私にとっては問題点ではないということです。それこそ多くの家族や結婚、それぞれの在り方があるのであって、家族で違っているわけでありますので。

○中里会長

婚姻の制度は日本国憲法で保障されていますので。

○田近委員

婚姻ではなくて、家庭内の非課税所得の生まれ方が様々だろうと。

○中里会長

それは分かりますが。

佐藤教授、お願いします。

○佐藤英明教授

最後に、夫と妻の言葉の使い方が良くなかったかもしれませんが、もし制度化すれば、イメージは、夫婦のうち所得の低い方に勤労配偶者控除を適用するという形になるはずであり、男性か女性か、あるいは誰が帰属所得を生んでいるかということに着目しているものではありません。そこは間違えないでください。

○中里会長

土居委員、お願いします。

○土居委員

今の点ですが、やはりこれはマイナンバーなどがなければ、今のよう単純に年末調整で配偶者控除ですと言ってやるという、つまり、今だと非課税証明などを出せば配偶者控除が認められるということなのでしょうが、結局、この仕組みだと、妻、ないしは配偶者がいくら稼いだかということまでもがセットになって控除の額が決まるため、今の年末調整を超えた情報を必要とする可能性があるのではないかということです。そして、婚姻という話ですが、少なくとも今の日本では、子供を生むカップルは婚姻が前提というか、婚外子は極めて少ないという現状は、配慮すべきではないかと思います。

○中里会長

佐藤教授、お願いします。

○佐藤英明教授

今の土居委員の一点目ですが、現在でも配偶者特別控除は相手方の所得が1,000万円かどうかを書くところだけで行っています。自分の見込み所得と、相手方の所得がいくらかということは普通にやっていると思いますが、この発想で考えたとき、所得の多い方が手を上げるインセンティブはあまり無いです。114万円、単純年収ベースだと169万円で、実際には社会保障も考えないといけませんが、とにかくそういう金額を超

えると勤労配偶者控除は減っていくため、必ず所得の低い方が手を挙げるというインセンティブしか持たない制度になるはずです。もしあるとすれば、二人共が114万円以下のところにあるという、極めて貧しい夫婦にとっては、誤魔化して高い方が手を挙げるインセンティブを持つため、そこは不公平が無いよう、二人共そこより低ければ、どちらが挙げててもよい。そうでない場合は、基本的に低い方が手を挙げるという選択にしておけば、逆選択されるインセンティブは恐らくないと私は考えています。

○中里会長

私は佐藤教授も田近委員もお考えをよく存じ上げているため、お二人のおっしゃっていることはそこまで変わらないと思います。家事労働の専門家が家にいる家庭と、家事労働の専門家は家にいないで、二人が分任している家庭があり、そうすると、佐藤教授のおっしゃるように、帰属所得の額は余暇まで含めれば、家事労働の専門家のいる家庭の方が帰属所得が増えます。そのことを全く無視して租税制度を仕組むというわけにはいかないだろうと。家事労働の専門家のいる家計は非課税の所得が多目にあるため、配偶者控除は少し圧縮してもよいという議論に繋がったかったということでしょう。大田委員もそうですね。配偶者控除は必要ないと。したがって、そこは割と共通するところがあり、田近委員も社会形態は様々だからということで、お二人とも考え方はそこまで違ってはいないと思います。

○田近委員

専業主婦の帰属所得が専業主婦でない所得よりも高いかどうかは全く分かりません。それこそ専業主婦で働いていない人もたくさんいるでしょうし、それは揚げ足取りですが、現実問題として、専業主婦であろうがなかろうが、その帰属所得の大小は議論しようがないと私は思います。

○中里会長

専業者がいる家庭は8時間ずつ働く、家事労働と市場労働と。専業者がいなかったところは10時間ずつ働かなければいけない。そうすると、非課税の帰属所得部分は多くなるでしょう。

○田近委員

同じ1時間で二倍働く人とでは、仕事のインテンシティの差があるのではないですか。

○中里会長

そうすると、それも含めて余暇的に有利だということでしょう。消費が多いということになるでしょう、ヒューマンキャピタルの。したがって、田近委員が何をおっしゃりたいか少しよく分かりませんが、佐藤教授のおっしゃることは一つの考え方で、もちろんそうでない考え方もあるでしょうが、専業者のいる家庭と共稼ぎの家庭と、どちらも同じ程度に暢気というわけではないと思います。

佐藤教授、御多忙の中、本当にありがとうございました。

それから、佐藤主光委員から意見書が出されていますが、これも非常に興味深い考え方であるため、是非ご覧いただきたいと思います。

それでは、総会での議論に向けたたたき台の検討に入りますので、最初にもお話ししましたが、傍聴の皆様におかれましては御退席をお願いします。

(佐藤教授、傍聴者退室)

○中里会長

それでは、後半の議題に入ります。

今お配りしている、たたき台としての論点整理ペーパーは、先ほど申し上げたとおり、これまでに総会や基礎小委で出された論点について整理を行ったものです。これまでの議論を踏まえて、働き方の選択に対して中立的な税制の構築に当たっての五つの考え方という形でまとめましたので、これを事務局に読み上げていただきたいと思っています。

なお、今日お配りした論点整理のペーパーについては、大変申し訳ありませんが、情報管理の観点から、これから総会に出すという関係があるため、この会議の終了後、席上に残して御退出いただきたいと思っています。

それでは、読み上げをよろしくお願いします。

○事務局

(論点整理(案)を朗読)

○委員

これは、今まで皆様からいただいた様々な考え方を整理したものです。そこにも書いてあるとおり、他にも様々な考え方があると思いますが、一応、五つの類型を整理しました。この五つの類型、どれかを潰すわけにもいきませんので、先ほどの議論のどちらも、佐藤教授の考え方もあると申し上げたわけであり、今、どうこう決めるということではないため、その点御理解いただけたらと思います。

それでは、この論点整理について補足や修正などがありましたら、御意見を頂戴したいと思っています。

○委員

これまでの議論を上手くまとめていると私は評価しています。政府税調として、今、与えられている女性の働き方の選択に対して中立的である税制、そしてまた人口減にどのように対応するかという大きな課題に税制がどのようにサポートするか、税制が少なくとも支障にならないようなものをどのように作っていくかという議論のスタート台で、国民へのメッセージになると評価しています。

その上で質問なのですが、3ページ目の注のところで、先ほどの佐藤教授の提案とも重なる部分ですが、配偶者控除を縮減し云々といった案については、幅広く検討するのであれば、一応、残しておき、五つにプラスして書いておく方が良いのではないかという印象を持ちました。先ほどの議論を聞いていると、少なくとも議論のたたき台

として、選択肢としては明示しておく方が、国民に対して素直な姿勢ではないかと思います。いずれにしても、これまでの議論をまとめているという点で評価したいと思います。

また、論点で中里会長が執行上の問題を指摘されていましたが、それはどこかに触れておいても良いという印象を持ちましたが、これはまた皆様の議論を待ちたいと思います。

○委員

先ほどの配偶者控除を圧縮するという考えは、恐らく①の廃止ですが、廃止の中には一部廃止もあり、その中に含まれるということでお考えいただけたらと思います。

○委員

基本的にベースは良いと思います。いくつか細かいところで、もう少し工夫すると、よりよく国民に伝わると思い、意見を述べます。

2 ページ目の（２）のところですが、「こうした中で」という段落と「雇用システムについても」という段落が二つありますが、もう少しこの二つを融合して有機的に書いた方が良いのではないかと。つまり、確かに統計上は片働き世帯が減り共働き世帯が増えるということはそうなのですが、後ろの段落にあるような、雇用システムの変化や、いわゆる終身雇用・年功序列の雇用システムが上手くいかなかったため、なかなか片働き世帯という形で生計を成り立たせることは難しくなったという話、あるいは非正規雇用の拡大によって、結婚しても共稼ぎでないと世帯収入が維持できないなど、そのようなことがあってこのようになったという書き方が、より説得的になるのではないかと。「雇用システムについても」という段落は、別に配偶者控除の話ではなくても事実なのだけれども、ここの文章は配偶者控除の話をしているため、一般論的に書くより、むしろ配偶者控除との関係を意識した書き方にした方が良いと思いました。

4 ページ目ですが、先ほど申し上げたとおり、子どもを産み育てようという世帯ということはそのとおりなのですが、そうは言っても、今の日本では婚外子が少ないことは事実として受けとめるべきではないかと思っています。カップルにならなければ、そもそも子どもが生まれない可能性が高いため、そのようなところにも加えて配慮が必要だと思います。

5 ページ目以降、選択肢①から④に関しては、「考え方」の最後に、「同時に、子どもを産み育てようとする世帯に配慮して子育て支援の拡充を行う。」と、全部同じようにコピーアンドペーストされているような形で入っていますが、この一文だけでは脈絡が無さ過ぎます。そのため、例えば、控除の見直し等により財源を確保した上で拡充するという言い方で、若干なりとも脈絡があるかのような、控除の見直しが即座にペイアズユーゴー式の財源だという意味ではないため、見直し等という言い方にしてはどうかと思います。

最後の一点ですが、選択肢①のところですが、配偶者控除を無くすことにより、結

局、同じ世帯所得でも累進税率構造があるため、片働き世帯がより多く税負担を負うことが助長されるという性質があることを指摘するということと、この選択肢①は、結婚してもしなくても控除の受け方は変わらないということは強調しておきます。つまり、結婚を優遇することにはならない仕組みになるということです。結婚してもしなくても同じようにしか控除は受けられないので、結婚を特に優遇するわけではないということはなく、婚外子等のことも考えると、それでよいかというところは問題提起したいところです。

○委員

今、ここで行っているのは、総会での議論のための準備作業であるため、執行の話や様々な観点を全部取り込めるかどうかわかりませんが、出来る限りテイクノートし、修正すべき点は修正するなりして総会に出したいと思います。

○委員

とてもよくまとまっていると思いますが、選択肢を提示して皆様に考えていただくにあたり、今、いわゆる大衆を塊で捉えるマスメディアから個の集積であるSNSの時代に移っている中で、どのような情報発信をしていくかを考えた場合、例えば、一人の女性にスポットを当てて、この女性が生きていく上で、そのときの条件により、独身で働いている場合、結婚した場合、子どもが生まれた場合、離婚した場合、親の介護が入った場合など人生の様々なシーンがあると思います。時間軸で区切っていくかどうかはともかく、そのような形で、一人の人間としてこの制度がどのような意味を持つのかということが分かるような発信の仕方をしていただくと、もう少し議論が今時の若者にも通じやすいと思います。議論の趣旨は出ていると思いますが、相変わらず二人をくっつけた図でずっといくという、これが果たして本当に根本的な改革を求めている形を示しているのか少し気になります。したがって、プレゼンの仕方として、一人の女性を時間軸で説明していくのか、あるいは何人かの女性を平行で並べて、ケース1、ケース2とするのか、いずれにしても、制度変革によって一人の人間にとって何が変わるのかということを是非示していただけたらと思います。

○委員

では次の方、お願いします。

○委員

選択肢①の5ページ目の文章の「考え方」のところです。考え方であるため、選択肢を基礎づける理由と、そこから導かれる提案であるということを、文章として明示する必要があります。今見ていると、従来の考え方はこうだと。これに対し、こういった考え方もあると。「こうした考え方を踏まえ」と「廃止」になるというところと、二つ目の「これに対し」のところがもう少し強調されなければ、なぜ踏まえたときに廃止になるかが読み取りにくい。

この点に関係して、平成17年6月の基礎問題小委員会で、「個人所得課税に関する論

点整理」が出されています。そこでは既に、配偶者控除制度について、「税制において、夫婦を担税力という面での配慮が必要な関係と一方的に位置づけることには疑問がある」と、ここまで言っていたわけです。今回の「考え方」のところは、一步踏み込んで書いてもよいと思いました。

また、婚姻中立性の確保という点は、選択肢①を基礎付ける理由付けになります。その点も入れてはどうか。

もう一点、五つの選択肢を見ていると、①とその修正形としての②、それから、③とその修正形としての④というくくり、そして、それとは別に選択肢⑤があります。⑤は興味深く伺いました。従来の担税力配慮という考え方から離れて、夫婦世帯に対する政策的な配慮を行う、という新しい考え方の中身が何か。また、その結果として出てくる制度がどういうものか。もう少し明示するとクリアになると思いました。これからの議論なのだろうと思います。

○委員

鋭い御指摘ありがとうございます。

次の方、お願いいたします。

○委員

良く整理されています。大変勉強になりました。これから総会に出すために変えて欲しいということではなく、素朴に出てきた感想です。五つの案が出てきているので、なぜ五つなのかということと、なぜこの順番なのかということです。特に意見があるわけではないのですが多少気になったということです。まず、なぜ五つかということに関しては、先ほど配偶者控除を圧縮することは選択肢に含めても構わないのではないのかという発言もあったのですが、そうであれば、選択肢に所得制限を設けることも含めてしまってもよいという考え方もあり、大きな論点は、配偶者控除を何らかの形で縮減、あるいは圧縮していくという道をとるのか、それとも移転的な基礎控除の考え方を入れるのか税額控除にするのかどうかということ、論点としてあると思いますが。

選択肢⑤は、恐らくこれ以外にもいろいろあります。まさに先ほど佐藤教授がおっしゃったような、勤労配偶者所得控除というものも含めて考えると非常に複雑で、実際にはどこにするかということは難しいため、これは意見ではなく感想として、順番と整理の仕方についての理由を教えていただければと思います。

○委員

五つというのは、切りのよいところという意味もあり、七つでも十個でもよいのですが、あまり細かくても少なくとも良くなく、五つであれば大体網羅しているという感じです。ただ、これに限定されるものではないという一文が入っているのはそのような意味です。

この順番は、これまでの議論を時系列的に議論が出て、提案されてきたというもの

を並べて、一番新しいものが五番目に入っているという感じで説明したいと思います。どのような順番でというのは難しいですが、今、選択肢①、その修正形の②云々という、先ほどの説明で大体良いと思います。そのような順番で様々な考え方が出てきているため、それを並べたということです。

次の方、お願いします。

○委員

良く整理されていると思いますが、気になる点がいくつかあります。

3 ページ目の「2. 配偶者控除に関する問題点の指摘」というところで、103万円の壁だけが出ていますが、ここは問題点の指摘であるため、全体をしっかりと書いた方が良いのではないかと。ここでずっと議論になっていることは、103万円以外の点です。共働き、パート、片働きの中立性は阻害されていないかとか、過去の政府税調での人的控除の整理もあるため、配偶者控除の位置付けが変わってきているのではないかなどであり、加えて実際の問題として103万円が指摘されているということではないかと思います。

5 ページ目の選択肢①の「考え方」のところは過去の議論も踏まえてしっかり書くということではありますが、「論点」の一番目にある、無償で地域社会への貢献を行っている場合は、必ずしも夫婦の経済的利益だけではないため、控除があっても良いのではないかとという論点、これはまた違う観点が加わっています。やや唐突感があって、では、地域社会で何もしなかったらどうなるのかという話も出てくるため、これは以前、沼尾委員がおっしゃったことですが、恐らくその趣旨から言うと、専業主婦の価値は多面的ではないか程度の言及ではないかなと。つまり、地域社会の活動が配偶者控除の根拠ということではないと思います。書き方の問題が気になりました。

最後の選択肢⑤ですが、これは全く新しい概念が出てきたと思います。結婚控除というものを作るという発想ですね。よほど根拠を明確にしないと。例えば、少子化の原因は、まず結婚率が低くなっているというところはよく指摘されているため、結婚を促進するということなら分かりますが、結婚することで控除を新たに設けるとすると、もう少し明確に根拠を書いた方が良い。配偶者控除の問題から、また少し違う問題に入っているのではないかと思います。

それから、「考え方」の下4行、新たな控除の創設は、夫婦、単身世帯を問わず経済力のある者に対する配慮措置を見直すことを含め、諸控除のあり方を全体として改革する中で実現とあります。税収中立と言っているため、ここでさらに控除を拡充する、つまり移転的基礎控除と比べると、働き始めてもずっと続く控除ということですから、税収中立であれば控除自体が薄くなるわけです。対象を制限して所得基準を設けるということを念頭に置いているならば、所得基準を設けるかどうかは他の控除とのバランスも含めて考えるべきだとか、もう少し分かりやすく、端的に書いた方が良いのではないかと。したがって、選択肢⑤のところは、今の部分の書き方もさることながら、新

たな控除、特に移転的基礎控除との違いを考えると、結婚控除による拡充であるため、よほどきっちり書かないと理解しづらいと思います。

○委員

次の方、お願いします。

○委員

先ほど佐藤教授のプレゼンがありましたが、今回のレポートでは帰属所得という言葉は恐らく意図的に使われていません。これは恐らく、難しいから使わなかったのだと思いますが、そのような要素は議論の中には含めた方が良いのかもしれないと思います。

それと密接不可分な問題として、相手方配偶者が所得を獲得したときに、それに対する何らかの貢献があり、それが相手方の現金所得として出ていくのではないか。これはまさに理論的な問題としてあるのではないかと思います。エビデンスということをおっしゃると、私も非常に弱いですが、例えば、夫婦が離婚をするときに財産分与がどのような形で行われるかを考えると、現在、日本の裁判所は、片稼ぎの場合に、その人だけの財産だとは判断していません。恐らく半々だと考えているだろうと思われます。相手方配偶者の貢献ということは法律的にも考慮されているため、それはこのレポートのどこかには入れていただければと考えます。

それとの関係で申しますと、選択肢⑤の夫婦世帯を対象とする新たな控除について、論拠をもう少ししっかりした方が良いのではないかという議論が出ていました。ここでは一応、政策的な配慮を行うということになっていますが、政策のみならず、そのような所得課税の基礎理論的な考え方は、この中には入れていくことができると思います。

逆に申しますと、選択肢①、これは端的な廃止ですが、ここで従来の配偶者というものは納税者本人の税負担能力を減殺しているから控除として引いていたのだという説明が行われています。私は、先ほど佐藤教授とは少し意見が違い、必ずしもそうとは思っていません。例えば、所得税法56条という規定があり、配偶者に対して給料を払ったときには原則、必要経費になりません。現在の所得税法はそのような側面もあり、一人に固めようということがやはりあるわけです。あるいは所得税法12条による実質所得者課税の原則や、事業主判定など、様々な場面があり、それを考えて配偶者控除というものが従来存在してきたという側面は、やはりしっかりと考慮すべきだろうと思います。

○委員

次の方、お願いします。

○委員

私は、選択肢①から⑤について一覧性があれば良いと思いました。つまり、配偶者控除を考え、働き方の選択に中立的であることをかなり意識したものがこれとこれであ

るというように。そして、二重の控除への対応を配慮して、移転的基礎控除のところについて対応したものがこうだと。そして、例えば税額控除にするという③の選択肢の「考え方」についても、どのような考え方を重視し、移転的基礎控除に加えてそれを配慮しているかということです。それから、④について、それぞれに対して、子育て支援というのが税額控除で加わるという形になっているという整理で、何に配慮したものかというものの一覧性があると分かりやすいと感じました。先ほど御意見がありましたが、⑤について、やはりもう少し説明が必要だと思いました。一目で結婚奨励的なものだという印象と、減税の財源をどのようにするのかという問題があり、それは表の中に結婚へのニュートラルティーということで書いても論点がはっきりするのかもできませんが、ここについて打ち出すのであれば、その考え方を書いた方がもう少し分かりやすいと感じました。

○委員

これはそれぞれの考え方を、どれが特に推奨されているという雰囲気ではなく、一枚紙に同じような分量でというところがあり、少し凝り過ぎているのかもしれませんが、しかし、おっしゃることは大変よく分かりますので、そこは考えたいと思います。

○委員

これは感想であり、修正等をしてくださいということではないです。

○委員

いやいや、とんでもないです。ありがとうございます。

次の方、お願いします。

○委員

先ほど⑤の選択肢について、簡単に言えば並列可能な選択肢なのかということをおっしゃっていましたが、私はここまで議論するようになったのかという思いがあります。主張はよく分かり、前の方に様々な経済状況が書いてありますが、この資料のパンチラインといいますか、10行ぐらい取り出せと言われれば、私が取り出そうとすると、1の(3)の真ん中辺りですが、「所得格差が拡大し、特に若い世代においては所得が低いことが結婚や子どもを産み育てることに対する障害となっていることを考慮すると、これから家族を形成しようとする若い世代への配慮についても重点的に検討を行う必要がある」、つまり、いわゆる所得格差等で若い世代が所得が伸びず結婚もできない、それに対して配慮すべきだと。他方、経済力があるにも関わらず税負担が軽減されてきた世帯については、配慮措置の見直し、つまり、配偶者控除が所得制限なしに適用されているのを消失控除にすべきだと。私もそのとおりだと思います。

しかし、それを所得税制の中で反映すると、結局、人的控除のところまでいき、そこで見直しをしなければいけないという大きな問題だと思います。したがって、書き方についてはこれから相談でしょうが、このようなことを考えると、今日も佐藤教授と議論しましたが、この議論をすると後がありません。つまり、配偶者控除自身の枠の中

でどうしようということではなく、このような現状を踏まえて人的控除全体をどのように考えるか、そのような視点でこれを立てるのだと。

私の読み方を言うと、⑤の選択肢はそれまでのものと次元が違います。選択肢⑤があたかも並列のように、「考え方」に配偶者控除に代えてと書いてあり、ここは次元が違います。つまり、経済状況を見て、若者がこれから家族を形成、フォーマルな家族なのか、レジスターされない結婚まで考えるのか。経済学者は正式に結婚していようが、いまいが、子どもをちゃんと生んで育てるような環境を作れば良いと思いますが、それは控えて、この「考え方」というところも、全体のことを考えて、若い世代が結婚できるようにする。

ただ、これは一つの考え方ではないと思います。しかし、とても分かりやすい。つまり、38万円に対して、結婚すると控除をあげるということです。しかし、それはあるところで消失します。だけれども、結婚しないとあげられないということで、仮に上乗せ分が38万円で、税率が10%であったとすれば、結婚すると国から4万円のプレゼントがある、有体に言えばそういうことです。

五つの案は実は並列ではないです。その辺りは、経済学者ははっきり書き過ぎて物議を醸したわけです。ただ、大変重要なことを言って、私だったら最後に、人的控除全体で受けるべき課題であったということがこの議論に参加している私の感想です。だから、大変重要なことを指摘しようとしているため、それをどのように出すかという工夫はもう少し練った方が、より様々な知恵が出てくると思います。そこが一番のコメントです。

○委員

それぞれ制約条件が異なっているため、操作可能な変数の数が違うから、並列はなかなか難しいのですが、そうは言っても何らかの形で並べなければいけないため、このように並んでいるということですが、1の(3)の、「例えば」というところで、結婚し、夫婦共に働きつつ子どもを産み育てるといった世帯に対する配慮、これから家族を形成しようとする若い世代への配慮、ここがポイントなのでしょう。

○委員

それを受けるには、一言、テクニカルな議論ではなくて、日本の所得税の人的控除のあり方に戻るような視点が必要だと思います、というような形で示しています。

○委員

それは⑤の選択肢ですが、先ほどの御意見にあった「考え方」の後の方で、新たな控除の創設は、全体を見直すのだから、所得税の諸控除のあり方を全体として改革する中で考える必要があるとしています。

○委員

それを最初に、分かりやすく書いてください。

○委員

すみません。

次の方、お願いします。

○委員

先ほどの意見と大分重複する部分もありますが、一番の目的は、これから子どもを生んで育てるパート世帯や片働き世帯をどのような形でサポートしていくのかということが、ある種の政策的判断で恐らく必要だと思いますし、それにポイントをきちんと当てた選択肢⑤は、私は評価したいと思います。ただ、具体的にこれがなぜ必要なのかというところの説得力がもう少し必要だとは思いますが、一方で実現性といいますか、正直に言うと選択肢①でできっぱり、もう配偶者控除を廃止するということですが、今まで20年近く政府税調が議論していますが、なかなか実現できませんでした。なぜ実現できなかったかという、やはり増税という問題をクリアできないからです。それから、自民党は配偶者控除の維持を公約に掲げて選挙を戦ったわけです。したがって、政策的な実現性という問題があります。さらにパート世帯などをサポートできるかです。そのところにポイントを当てることにより、国民的なコンセンサスをとれると思いますので、是非そこを強調してもらいたいと思います。

○委員

次の方、お願いします。

○委員

今の五つの選択肢の書き方について、先ほど整理されたように番号の振り方を通し番号ではなくA-1、A-2とB-1、B-2とCのようにするだけでも随分イメージが違ふと思うため、分かりやすくなります。これはとてもテクニカルな問題です。

それからもう一点は、後ろの方、4の(4)で「なお」と書いてある部分。他の制度との整合性の問題ですが、これは私はとても大事なことだと思います。ここには社会保障等が入っていますが、例えば、高校の授業料が有償化になるときに、世帯収入で910万円を超えるか、超えないかというように考えて、他の社会のシステム全体を世帯で考えるシステムなのか、個人で考えるシステムなのかの整合性が我が国は全くとれておらず、様々なケースがあります。これからはやはり、誘導するのであればそうするように、軸をぶれないように定めていただきたいと思いますので、その辺りについての言及ももう少しはっきりしても良いと思います。

○委員

A-1、A-2、B-1、B-2、Cなどというのは、なかなか良いですね。ありがとうございます。

次の方、お願いします。

○委員

元々、このレポートの表題が「働き方の選択に対して中立的な税制」と始まっていますが、先ほどの御意見であったように、1の(3)の鍵になるフレーズが大事だと私も

思います。ただ、読者からすると、ここが大事だと言っていますが、実は働き方の選択に対して中立という話とすぐには結びつけられないように思われてしまうことも、もったいないと思います。3のところで、つまり、結婚してもなお、仕事と子育ての両立という言い方が良いのか分かりませんが、結婚することと働くこととの間で、どうしても結婚すると働き方が不自由になってしまうということがあるという辺りを一言入れておくと、ここは繋がると思います。

○委員

次の方、お願いします。

○委員

最後の方、4の(4)で、重要な指摘だと思いますが、様々な議論をし、配偶者の働き方の選択に関しては、社会保障制度や企業の手当も見直しが必要だということです。政府税調としては、中里会長が力強く発信するには、このような制度についても検討が進められるということを求めたいのでしょうか。まさに我々だけが議論しても問題は解けない、オールジャパンでそれを議論していくことを、政府税調として求めたいという強い姿勢を出した方が良いと思います。

○委員

そのぐらい根本的な話だということですね。

活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。総会への報告については、できるだけ今いただいた御意見を反映させ、その上で修正したいと思います。

次回の総会でこれを配付し、議論のたたき台として用いるという流れとさせていただきたいと思いますが、これはあくまでも整理であり、取りまとめではありませんので、総会にどのようなものを出すかについては、私に御一任いただければと思いますが、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○委員

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

この論点整理のペーパーについて対外的な説明については私にお任せいただければと思います。また、繰り返しで恐縮ですが、この資料はそのまま机の上に置いたままで御退出ください。

基礎小委については、10月中に3回開催しましたが、非常に厳しい日程の中、有意義な議論をいただき、ありがとうございました。働き方の選択に対して中立的な税制について、これは大切な問題であるため、引き続き議論を重ねていきたいと思っています。

次回の総会の日程に関しては、改めて事務局から連絡いたします。

本日の会議は、これで終了いたします。お忙しいところお集まりいただき、本当にありがとうございました。

[閉会]

(注)

本議事録は、毎回の審議後速やかな公表に努め、限られた時間内にとりまとめるため、速記録に基づき、内閣府、財務省及び総務省において作成した資料です。内容には正確を期していますが、事後の修正の可能性があることをご承知おきください。